

議案第7号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年佐倉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「100分の215」を「100分の225」に、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の92」を「100分の102」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

100分の200	100分の225
100分の135	100分の155
100分の86	100分の102

」を

「

100分の205	100分の220
100分の140	100分の150
100分の91	100分の97

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。